

## 公 示

次のとおり、企画提案競技（プロポーザル方式）の募集を行います。

令和8年3月30日

収支等命令者

佐賀県健康福祉部障害福祉課長 田中 芳和

### 1 目 的

県では、自ら障害や疾病の経験があり、その経験を活かしながら、他の障害や疾病のある障害者の支援を行うピアサポーター及びピアサポーターの活用方法等を理解した障害福祉サービス事業所等の管理者等の養成を目的として障害者ピアサポート研修事業を実施します。

当該研修を円滑に実施するため、「令和8年度佐賀県障害者ピアサポート研修事業」の委託事業者を募集します。

### 2 委託業務の内容

- |           |                                     |
|-----------|-------------------------------------|
| (1) 業務の名称 | 令和8年度佐賀県障害者ピアサポート研修事業               |
| (2) 業務の内容 | 別添1「令和8年度佐賀県障害者ピアサポート研修事業業務仕様書」のとおり |
| (3) 契約期間  | 契約締結日から令和9年（2027年）3月31日まで           |
| (4) 予算額   | 金2,425,000円（消費税及び地方消費税額を含む）         |

### 3 参加資格に関する事項

プロポーザルに参加を希望する者は、次に掲げる要件の全てを満たす者であることを要する。なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

<単独事業者の場合>

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 開札の日の6か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手を不渡りした者でないこと。
- (4) 佐賀県発注の契約に係る指名停止処分を受けている者でないこと。
- (5) 自己又は自社の役員等が次のいずれにも該当する者でないこと及び次のイからキまでに掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。
  - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
  - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
  - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団

- の維持運営に協力し、又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

<複数事業者による共同事業体の場合>

- (1) 全ての構成員が上記<単独事業者の場合>の(1)から(5)までの条件を満たすこと。共同事業体と契約を行う場合は、共同事業体の全てを一括して契約の相手方とし、契約に関する責任は共同事業体の構成員全てが負うこととする。
- (2) 全ての構成員は、他の共同事業体の構成員ではないこと。また、単独で提案を行っていないこと。

#### 4 企画提案公募スケジュールと内容

##### (1) 実施スケジュール (予定)

県ホームページでの公募開始	令和8年3月30日(月曜日)
質問書の提出期限	令和8年4月3日(金曜日)
参加資格確認申請書の提出期限	令和8年4月8日(水曜日)
提案書の提出期限	令和8年4月17日(金曜日)
プロポーザル審査会(書面審査)	令和8年4月20日(月曜日)
最優秀提案者決定	令和8年4月21日(火曜日)
契約締結、業務開始	令和8年4月下旬

##### (2) 仕様書等に対する質問書の提出

仕様書等に質問がある場合は、「仕様書等に対する質問書(様式1)」に必要事項を記入の上、令和8年4月3日(金曜日)までに電子メールにより提出すること。質問への回答は、令和8年4月6日(月曜日)17時00分までに質問者に対し、電子メールにより行う。なお、必要に応じて、応募者全員に質問及び回答内容を周知する場合がある。

##### (3) プロポーザル参加申込書の提出

プロポーザルに参加を希望する者は、以下のとおり参加資格確認申請書(関係資料を添付)を「7 問い合わせ先」に提出し、参加資格の確認を受けること。

ア 提出書類 ・プロポーザル参加資格確認申請書(様式2)

(単独事業者:様式2-1、共同事業体:様式2-2、2-3)

- ・実績書(様式3)
- ・誓約書(様式4)
- ・定款、規約等の写し

イ 提出期限 令和8年4月8日(水曜日)17時00分まで

ウ 提出方法 持参、郵送又はメール(「イ」までに必着のこと)

※郵送の場合は、郵便事故等も想定されるため、配達記録の残る方法により提出すること。

エ 参加資格確認結果通知日 令和8年4月14日(火曜日)

#### (4) 提案書の提出

上記参加資格の確認を受けた者は、以下のとおり提案書等一式（各1部／様式5～様式9）を「7 問い合わせ先」に提出すること。

- ア 提出書類
- ・提案書（様式5）
  - ・見積書（様式6）  
（見積価格は審査における評価項目の一つであるため、企画内容と経費の関係が分かる内訳を記載すること）
  - ・法人に関する調書（様式7）
  - ・実績調書（様式8）
  - ・企画提案書（様式9）
  - ・直近の収支決算書
- イ 提出期限 令和8年4月17日（金曜日）17時00分まで
- ウ 提出方法 持参、郵送又はメール（「イ」までに必着のこと）  
※郵送の場合は、郵便事故等も想定されるため、配達記録の残る方法により提出すること。
- エ 企画提案書等の取扱い
- ・本企画提案の応募に係る経費は、全て参加事業者の負担とする
  - ・提出された企画提案書等は、返却しない
  - ・県が必要であると判断した場合には、補足資料等を求めることがある

#### (5) 審査会の開催

上記（4）の提案書等一式の内容を別添2による審査基準に照らして書面による審査を行う。

#### (6) 最優秀提案事業者の選定

- ・審査員は、別に定める評価基準に従い審査を行い、審査の結果、最優秀提案事業者を選定し、その者を契約交渉の相手方として特定する。
- ・提案書の内容に未記入箇所がある場合、添付資料等の不備により記載内容が確認できない場合は、該当する評価項目は0点とする場合がある。
- ・最優秀提案事業者となるべき評価点の最も高い者が2者以上あるときは、実施体制等の評価点が高い者を最優秀提案事業者とする。
- ・最優秀提案事業者の合計点が、各審査員の持つ得点の合計点の半分に満たない場合は、再度企画公募を行うこととする。
- ・参加者が1者のみであった場合にも、審査会において審査を行い、本業務として実施するに相応しい企画内容か否かを評価する。
- ・審査結果については、各提案事業者へ個別に通知する。
- ・業務委託先の決定については、県ホームページに掲載する。

## 5 業務の委託契約

- (1) 企画提案書等に記載された事項は、業務仕様書と合わせ、契約時の仕様書として扱うものとする。
- (2) 最優秀提案事業者との協議が不調となった場合は、次点者を随意契約の協議の相手方とする。
- (3) 契約保証金
  - ア 契約締結の際に、契約金額の100分の10以上に相当する金額を納付すること。
  - イ 契約保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則第116条の規定に基づき、担保を供することができる。
  - ウ 次の各号に掲げる場合は、契約保証金の納付を免除する。
    - (ア) 県を被保険者とする履行保証保険契約（見積金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合
    - (イ) 国又は地方公共団体等との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これらのうち過去2年間に履行期限が到来した契約を適正に履行した実績を有しており、かつ、その者が当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合

## 6 その他

### (1) 失格要件

次のいずれかに該当する場合の提案は無効とする。

- ア 参加する資格のない者が行った場合
- イ 本件プロポーザル手続について不正行為を行なった場合
- ウ 見積書の金額及び氏名について誤脱又は判読不可能なものを提出した場合
- エ 1人で2以上の提案をした場合
- オ 代理人でその資格のない場合
- カ 提案書の重要事項が適切に記述されていない場合
- キ 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められる場合
- ク 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した場合

### (2) プロポーザル手続の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、本件プロポーザル手続を中止する。この場合の損害は参加者の負担とする。

- ア 参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、本手続を公正に執行することができないと認められるとき。
- イ 天災その他やむを得ない理由により、本手続を行なうことができないとき。

### (3) 参加者に求められる義務

参加者は、提出した関係資料等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。なお、提出された資料については、当該業務に関する目的以外には使用しない。

## 7 問い合わせ先

佐賀県 健康福祉部 障害福祉課（企画担当）

住所：〒840-8570 佐賀市城内1-1-59（佐賀県庁新館3階）

電話：0952-25-7143 FAX：0952-25-7302

E-mail：[shougai Fukushi@pref.saga.lg.jp](mailto:shougai Fukushi@pref.saga.lg.jp)

## 8 個人情報の取扱

この募集に伴い収集した個人情報の取扱いについては、佐賀県プライバシーポリシー及び行動プログラム（<http://www.pref.saga.lg.jp/web/privacypolicy.html>）に基づき、このプロポーザルに係ることのみに使用し、それ以外の目的には使用しない。